

札幌市工事検査マニュアル

令和 7 年 4 月

札幌市財政局工事管理室

目次

1	総則	1
(1)	検査の目的	1
(2)	検査の位置づけ	1
(a)	給付の確認	1
(b)	技術上の検査	2
(3)	工事の合否と成績評定	2
2	検査の役割と権限	3
(1)	検査の役割	3
(2)	検査員の権限	3
(3)	監督員の役割	4
3	検査の種類	5
(1)	検査の種類	5
(2)	関係法令	5
4	検査の流れ	6
(1)	着手からしゅん功までの検査	9
(2)	検査実施の特例	10
(3)	しゅん功検査（部分しゅん功検査）の実施	11
(4)	打切り検査の実施	12
(5)	部分検査（部分使用）の実施	13
(6)	部分検査（部分払い）の実施	14
(7)	中間技術検査の実施	15
(8)	臨時技術検査	16
(9)	低入札価格調査要領に基づく検査	17
5	検査と検査書類	20
(1)	検査で確認する項目	20
(2)	請負者が作成する書類	20
(a)	土木工事	20
(b)	営繕工事	20
6	検査の実施方法	23
(1)	検査体制	23
(2)	工事概要の把握	23
(a)	監督員から説明を受ける工事概要	23
(b)	請負者から説明を受ける工事概要	23
(3)	工事実施状況の検査	24
(a)	契約書等の履行状況	24
(b)	施工計画書記載事項の検査	25

(c)	工事施工状況、工程管理、安全管理の検査	26
(d)	施工体制の検査	27
(4)	出来形検査	28
(5)	品質検査	29
(6)	出来ばえ検査	30
(7)	破壊検査	30
7	検査結果の処置	31
(1)	成績評定	31
(2)	部分しゅん功の場合の評定	31
(3)	検査結果の通知及び公表	31
(4)	修補指示	31
(5)	軽微な手直しを要する場合	32
(6)	修補検査	32
(7)	修補完了	32

1 総則

この検査マニュアルは、札幌市発注の公共工事において、適正な施工体制のもと、工事と工事の目的物に求められる品質を確保し、市民サービスの向上を目的とし、公正且つ適切な工事検査を執行するため、検査の概要及び留意事項をまとめたものである。

検査の実施にあたっては、本マニュアルを参考に、関係法令、規則等に従って、工事の種類、規模及び施工条件等に配慮した適切な検査を実施するものとする。

(1) 検査の目的

公共工事は、公的資金から代価の支払いがなされることから、市民を代表して契約図書どおりに工事目的物が完成しているか、完成した目的物が設計図書に規定された出来形、品質及び機能を満足しているかを工事発注時に明示した工事目的物の出来形基準、品質管理基準に基づいて工事検査を行い、引渡しを受けるとともに代価を支払うものである。よって、給付の完了の確認と技術的水準の向上を図ることを目的として、以下のとおり行うものである。

- (a) 請負工事の目的物が契約図書に定められた出来形、品質等を満足していることを確認し、工事目的物を受け取り、その代価を支払ってよいことを確認する。（給付の完了の確認）
- (b) 検査時の指導を通じて、工事の適正な施工を確保するとともに工事に関する技術水準の向上に資する。（技術上の検査）
- (c) 工事成績を評定することにより、請負者の適正な選定及び指導育成に資する。（技術上の検査）

(2) 検査の位置づけ

(a) 給付の確認

地方自治法第 234 条の 2（契約の履行の確保）第 1 項において「契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了の確認（給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行なう工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分の確認を含む。）をするため必要な監督又は検査をしなければならない。」とされており、これをうけて札幌市契約規則第 43 条（しゅん功検査）第 2 項においては、「市長は、前項の規定による届出ⁱを受けたときは、その日から起算して 14 日以内（特別の事由により請負人との間に別に定めがあるときは、21 日以内）にしゅん功検査を行うものとする。」と規定している。

ⁱ 請負人は、工事を完成したとき直ちに書面で市長に届出なければならない。「しゅん功届」の提出である。

(b) 技術上の検査

公共工事の品質確保の促進に関する法律第 6 条（発注者の責務）では、「公共工事の発注者は、基本理念にのっとり、その発注に係る公共工事の品質が確保されるよう、仕様書及び設計書の作成、予定価格の作成、入札及び契約の方法の選択、契約の相手方の決定、工事の監督及び検査並びに工事中及び完成時の施行状況の確認及び評価その他の事務を適切に実施しなければならない。」とされ、工事の品質を確保するための技術上の検査は、発注者の責務と位置づけされている。

(3) 工事の合否と成績評定

工事の合否判定は、地方自治法に基づき工事目的物が契約図書どおりに完成しているか、完成した工事目的物が設計図書に規定された出来形・品質及び機能など、基本品質を満足していることを工事検査で確認し、発注者として工事目的物を受け取り、その代価を支払うことの可否を判断するもので、定められた水準を有していれば合格となる。

一方、工事成績評定は、工事請負者の適正な選定及び指導育成に資することを目的として、「札幌市工事成績評定及び通知公表要領」ⁱⁱに基づき採点するもので、工事の成果よりも施行過程に重点を置いて採点することになる。

国及び地方公共団体が行う工事の入札・契約の適正化を促進し、公共工事に対する国民の信頼の確保と建設業界の健全な発達を図ることを目的に平成 13 年 4 月に「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」が、平成 17 年 4 月に「公共工事の品質確保の促進に関する法律」が施行された。その中で、発注者の責務として、「工事の監督及び検査並びに工事中及び完成時の施工状況の確認及び評価その他の業務を適切に実施しなければならない。」（第 6 条）とされている。札幌市では、「札幌市請負工事成績評定及び通知公表要領」において、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって請負業者の適正な選定及び指導育成に資することとしている。

ⁱⁱ平成 14 年 12 月施行

2 検査の役割と権限

(1) 検査の役割

- (a) 工事目的物を受け取り、代価を支払ってよいかどうかは、検査によって確認されなければならない、これが検査の重要な役割である。
- (b) 公共工事の品質確保や技術水準の向上、能率的な施工の確保が重要であり、検査時の指導を通じてこれらに資すること、また工事成績評定による請負者の適正な選定に資することも検査の重要な役割である。
- (c) 「建設業法」及び「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の趣旨に従い、公共工事の適正な施工を確保し、建設業の健全な発達を促進することに資する。

(2) 検査員の権限

地方自治法第 234 条の 2 (契約の履行の確保) により、「当該普通地方公共団体の職員は、政令の定めるところにより、契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了の確認をするため必要な監督又は検査をしなければならない。」とされている。

本市においては、札幌市工事施行規程において、給付の完了の確認に係る行為が定められている。検査の結果、不適合が発見された場合には、工事担当部長と確認を行い、修補について検査員が直接指示を出すのではなく、工事施行規程で規定されているように、工事管理室長が給付の確認が出来ない旨を契約担当部長に報告し、契約担当部長から工事担当部長に措置を求め工事担当部長が請負者に修補を指示することとなる。

この様に検査員の権限には、修補指示のような施工に対する直接的な指示権限は含まれておらず、あくまで給付の完了の確認に係る行為にとどまる。

札幌市工事施行規程 第 33 条(工事の検査報告等) - 抜粋 -

検査員は、工事の検査を終了したときは、検査報告書を室長に提出しなければならない。この場合において、検査員は、当該検査がしゅん功検査又は手直検査であるときは、第 24 条第 4 項の規定により交付された請負工事成績表により工事を評定し、検査終了の 2 日以内に、室長を経由して契約担当部長にこれを提出しなければならない。

2 室長は、前項の規定により検査員から検査報告書が提出されたとき、これを審査し、次条に規定する場合を除き、契約担当部長に送付しなければならない。この場合において、当該工事についてかしの補修等の必要があると認めたときは、当該検査報告書にその旨を明記しなければならない。

3 契約担当部長は、前項の規定によりかしの補修等の必要がある旨を明記された検査報告書の送付を受けたときは、工事担当部長に送付し、必要な措置を講じることを求めなければならない。

4 工事担当部長は、前項の規定により必要な措置を講じることを求められたときは、直ちにかしの補修等の必要性、方法等を検討し、かしの補修等を請負人に行わせるなど必要な措置を講じなければならない。

(3) 監督員の役割

監督員とは、工事主任・工事員を総称していい、札幌市建設工事請負契約約款ⁱⁱⁱにより、現場代理人に対する指示、承諾又は協議、工程の管理、立会い、工事施工状況の検査又は工事材料の検査を行う権限を有している。また、札幌市工事施行規程^{iv}では、「工事主任は、工事の現場監督及びその他工事の施工に関する事項を担当する」とあり遵守事項が 12 項目あり、検査の補完として確認行為を担うものである。以下は、その抜粋である。

札幌市工事施行規程 第 18 条(工事主任の遵守事項)

工事主任は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 契約書、設計図書等に基づき、工事の施工に立会い、工程を管理し、工事の施工状況を検査し、及び請負人、現場代理人等に対し必要な指示を行うことにより、工事を期限までに完成させること。
- (2) 関連する工事について工程等の調査を行い、必要な調整を行うこと。
- (3) 水中又は地中に埋没する工事その他しゅん功後に外部から確認することが困難な工事で、設計図書において立会いのうえ施行することを指定したものについては、立会いのうえこれを施行させること。
- (4) 設計図書において検査を行って使用することを指定した工事材料については、検査に合格したもの以外のものは使用させないこと。
- (5) 設計図書において立会いのうえ調合し、又は調合後に見本検査を行うことを指定した工事材料については、立会いを行ったもの又は見本検査に合格したもの以外のものは使用させないこと。
- (6) 工事材料で、検査の結果、不合格となったものについては、遅滞なく工事現場から搬出させること。
- (7) 設計図書に適合しない箇所があるときは、改造、補修等を請負人に行わせる等適切な措置を講じること。
- (8) 設計図書に詳細な記載がない事項について、工事の施工のために必要な詳細図等を作成し、又は請負人に作成させることにより、工事性質上必要なものはすべて施工させること。
- (9) 設計図書と工事現場の状況が異なるとき、施工条件が実際と一致しないとき、その他工事の施工について予想し得なかった特別の事態が生じたときは、直ちに必要な調査を行い、上司の指示に従って適切な措置を講じること。
- (10) 災害防止のため必要があると認めるとき、適切な措置を講じること。
- (11) 工事の施工上必要な立会い、指示、検査その他工事主任のなすべき事項については、直ちにこれを行い、工事の進行に支障のないようにすること。
- (12) その他上司の指示すること。

ⁱⁱⁱ 札幌市建設工事請負契約約款 第 9 条（監督員）、第 13 条（工事材料の品質及び検査等）

^{iv} 札幌市工事施行規程 第 17 条（工事主任等の指名等）、第 18 条（工事主任の遵守事項）

3 検査の種類

(1) 検査の種類

検査の種類は、以下のとおりである。

検 査 名		概 要 説 明	評 定
しゅん功検査	しゅん功検査	工事完了時に行う検査	○
	部分しゅん功検査	既成部分の工事受け渡しを行うための出来形確認検査。	○
打 切 検 査		工事を打切る場合に、工事相当額を決定するための出来形確認検査。	—
部分検査	部分使用検査	当該部分を受け渡しせずに、使用する場合に行う、使用可能であるかを確認する検査。	—
	部分払い検査	請負業者の請求に基づき、既成部分の工事相当額（部分払い額）を決定するための出来形確認検査。	—
臨時検査	中間技術検査	品質確保のために行う検査で、特記仕様書で 1 回以上の工事中間時の検査実施を義務付けている。	—
	臨時技術検査	65 点を下回る評定点を受けた請負業者に対して次回以降の受注に際して行う検査。品質及び安全の確保と技術指導を目的とする。	—
	低入札価格調査要領に基づく検査	第 14 条(監督検査体制の強化等)別表 2 に規定する検査。下請業者への支払い状況の確認を主たる目的とする検査。	—
低入札価格調査要領に基づく工事完成後調査		第 14 条(監督検査体制の強化等)別表 2 に規定する調査。適正な元請・下請関係の確保について確認する。	—
手 直 検 査		工事の検査結果に基づいて要求した手直工事が完了した時に行う検査。	○

(2) 関係法令

- ・ 札幌市契約規則 第 43 条、第 48 条、第 49 条
- ・ 札幌市工事施行規程 第 28 条、第 33 条
- ・ 札幌市請負工事検査基準
- ・ 札幌市工事検査実施要領
- ・ 札幌市工事技術検査基準
- ・ 札幌市中間技術検査実施要領
- ・ 札幌市低入札価格調査要領 第 14 条

4 検査の流れ

工事検査は、工事の規模により工事管理室が実施するものと、工事担当部内で実施するものに分類される。ここでは、工事管理室が実施する検査の流れを説明する。

○工事金額の区分の解釈

工事施行規程第 25 条第 3 項で「別に定める」とあるのは、検査の対象とする設計金額のことであり、設計金額 500 万円未満の工事としている。(平成 11 年 3 月 15 日建設局長決裁)

また、設計変更が行われた場合の取扱い^vについては、札幌市請負工事検査基準第 3 条において言う設計金額を原設計金額によるものと解釈し、設計変更により設計金額が 500 万円を超えた場合でも工事管理室の検査対象工事とせず、設計変更により 500 万円を下回る減額設計となった場合でも、工事管理室による検査対象工事とする。

工事管理室の検査対象工事

- 設計金額が 500 万円以上の工事
- 設計変更後に新設計金額が 500 万円未満となっても工事管理室の検査対象工事とする
- 設計変更後に新設計金額が 500 万円を超えても工事管理室の検査対象工事としない

○中間技術検査の対象工事

中間技術検査実施要領（平成 28 年 3 月 改定 工事管理室長決裁）

- 当初の設計金額 250 万円（消費税を含む）を超える工事
（土木工事）—（平成 28 年 3 月 通知 工事管理室長決裁）
- 当初の設計金額 5,000 万円以上（消費税を含む）の工事
- 不可視部分の確認が必要な重要工事
- 事前確認について工事部局から依頼のある工事
 - 検査回数は 1 回を原則とする。部分検査が予定されている工事は原則実施しない。

（営繕工事）—（平成 26 年 7 月 通知 工事管理室長決裁）

- 検査回数は各年度 1 回以上（ただし、複数年の継続工事において、支払が発生しない年度については除く）

○中間技術検査を省略する場合の取扱いについて

工事等担当部長は対象工事の工事期間、工事の内容等により、工事管理室長と協議のうえ中間技術検査を省略することができるが、以下にその例示をする。

^v 工事契約事務の手引き 2 章第 3 設計変更では、契約変更等の決裁区分について特別の定めがある。

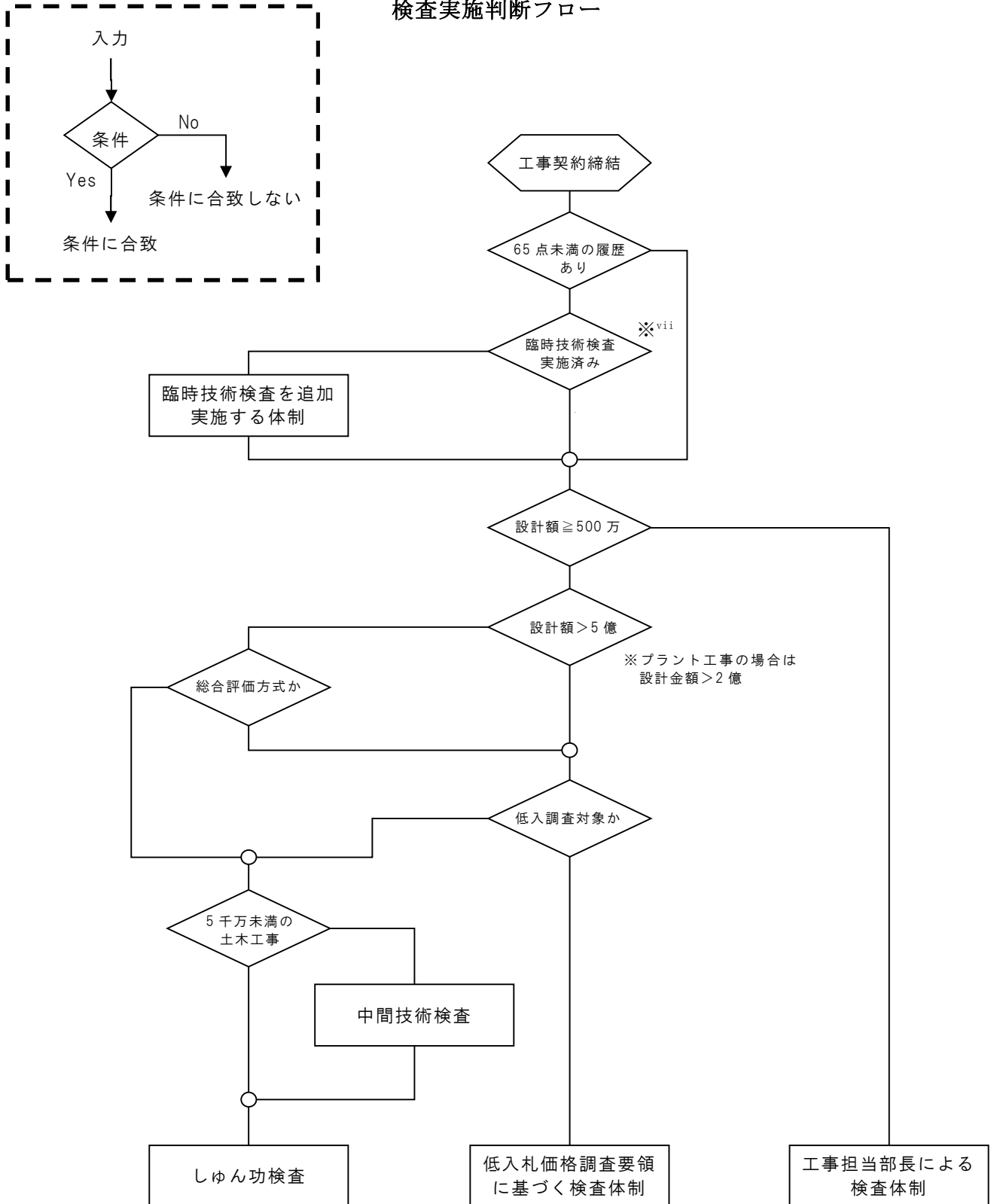
- 工程、工事内容等からしゅん功検査で各種の確認が十分出来ると判断出来る場合
 - ⇒ 工事等担当部長と工事管理室長が協議書を取交す。
 - ⇒ 協議書は「中間技術検査実施協議書」に綴る
- 複合工事（異業種複合工事を含む）において従たる工種の工程や内容からしゅん功検査で十分確認できると判断し、従たる工種の中間技術検査のみ省略する場合
 - ⇒ 従たる工種の中間技術検査を実施しない記録（協議記録^{vi}）を残す。

○合併工事の取扱いについて

合併工事において、各々の設計金額が 500 万円未満であっても設計金額の合計が 500 万円以上となる工事については、工事管理室が検査を行い、それぞれの契約ごとに評価結果の通知・公表を行うものとする。

^{vi} 従たる工種の中間技術検査を省略する場合、従たる工事担当係長と検査員（主及び従）の間で協議する。

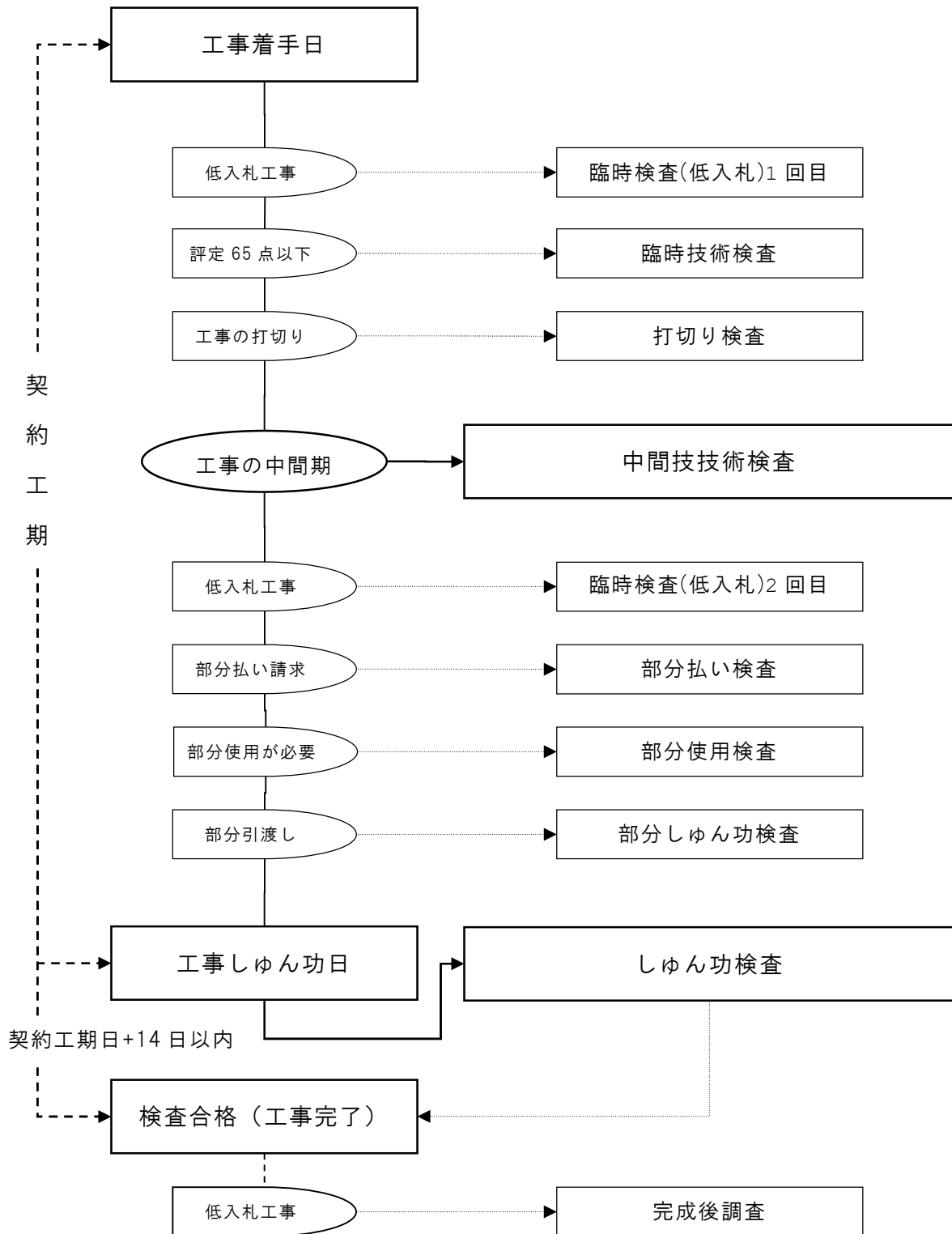
検査実施判断フロー



^{vii} 臨時技術検査実施済みとは、基準点 65 点未満の工事成績評定となった請負者が、次回以降に受注した工事のうち、1 工事を抽出して臨時技術検査を受験していることをいう。

(1) 着手からしゅん功までの検査

工事検査は、検査ごとにその目的や実施内容、実施時期が異なることから、検査を重複して行わないものとする。以下に工事しゅん功までの検査実施モデルを示す。



(2) 検査実施の特例

工期や工程の制約上、また、検査を効率的に行うため、やむを得ず検査を重複して行なう場合は、次に掲げる検査に限り同時に実施することが出来るものとする。

(a) 中間技術検査と低入札価格調査要領に基づく検査

中間技術検査と臨時検査(低入札)を同時に行う場合	
検査前の取扱い	中間技術検査願【受付】、臨時検査の実施【作成】-原議に添付-
検査体制	課長と係長の検査員 2 名体制
検査後の取扱い	中間技術検査報告書【作成】、臨時検査報告書【作成】-原議に添付-

(b) 中間技術検査と部分払い検査

中間技術検査と部分払い検査を同時に行う場合	
検査前の取扱い	中間技術検査願【受付】、部分検査願【受付】-原議に添付-
検査体制	係長の検査員 1 名体制
検査後の取扱い	中間技術検査報告書【作成】、部分検査報告書【作成】-原議に添付-

(c) 部分払い検査と低入札価格調査要領に基づく検査

部分払い検査と臨時検査(低入札)を同時に行う場合	
検査前の取扱い	部分検査願【受付】、臨時検査の実施【作成】-原議に添付-
検査体制	課長と係長の検査員 2 名体制
検査後の取扱い	部分検査報告書【作成】、臨時検査報告書【作成】-原議に添付-

(d) 部分払い検査と臨時技術検査

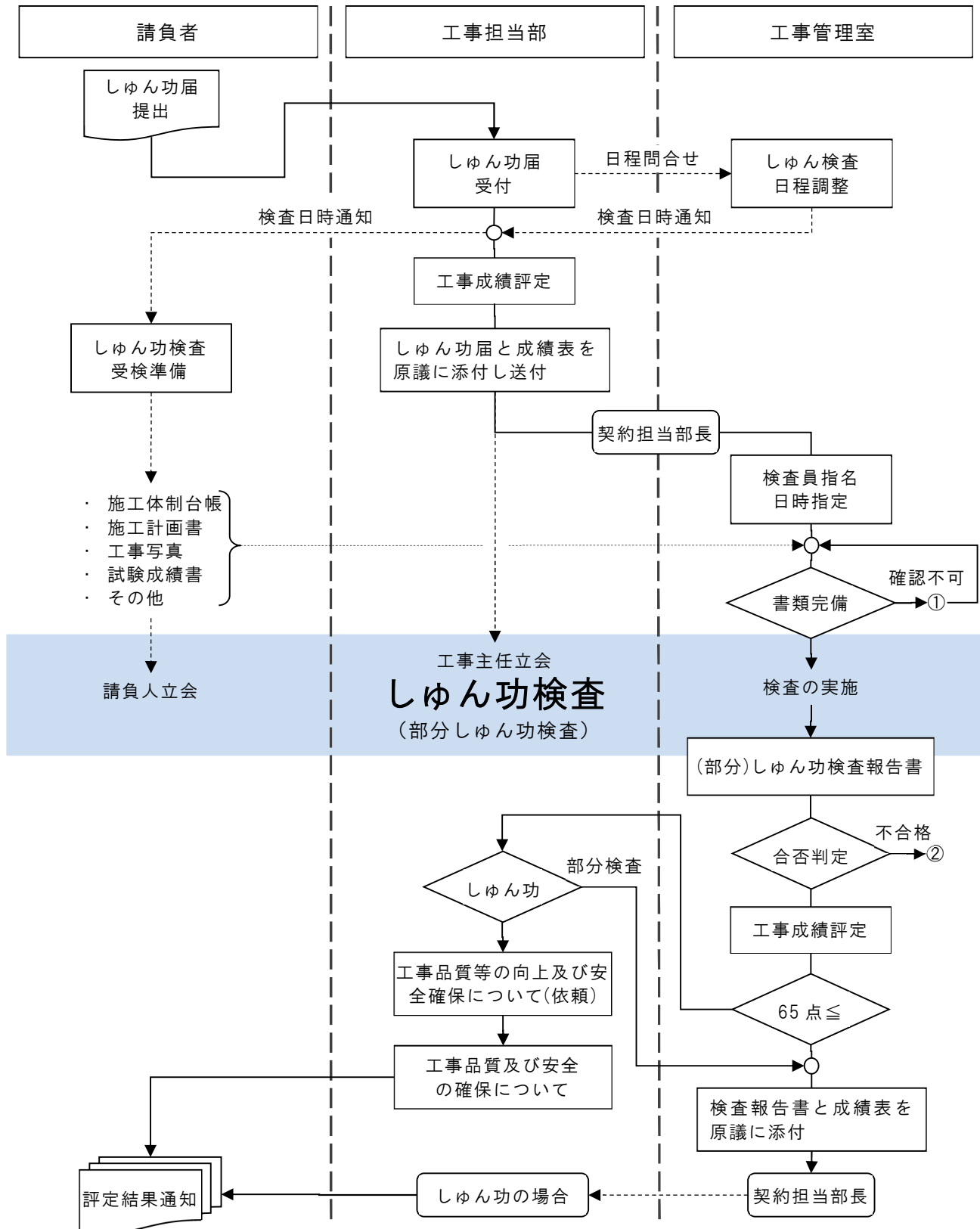
部分払い検査と臨時技術検査を同時に行う場合	
検査前の取扱い	部分検査願【受付】、臨時技術検査願【受付】-原議に添付-
検査体制	係長の検査員 1 名体制
検査後の取扱い	部分検査報告書【作成】、臨時技術検査報告書【作成】-原議に添付-

同時に実施することが出来る検査早見表

検査の種類	中間技術検査	臨時(低入)検査	臨時技術検査	部分払い検査
中間技術検査		○	×	○
臨時(低入)検査	○		×	○
臨時技術検査	×	×		○
部分払い検査	○	○	○	

(3) しゅん功検査（部分しゅん功検査）の実施

工事完成時に行う検査及び指定部分の部分引渡し（部分しゅん功）に係る検査。

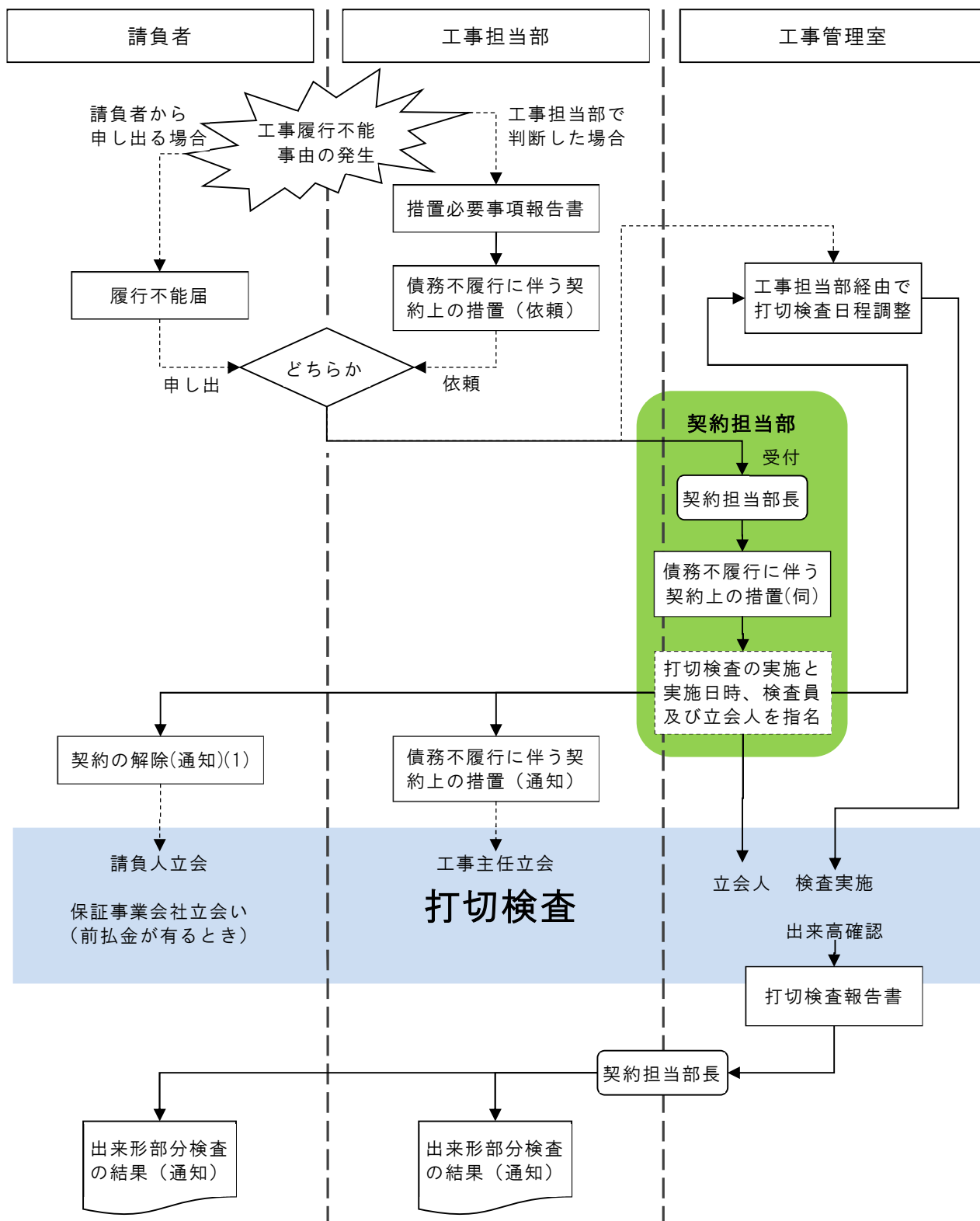


① 書類等の不備により給付の確認が出来ない場合へ (P17)

② 検査不合格の場合へ (P18)

(4) 打切り検査の実施

工事を打切る場合に、工事相当額を決定するための出来形確認検査。

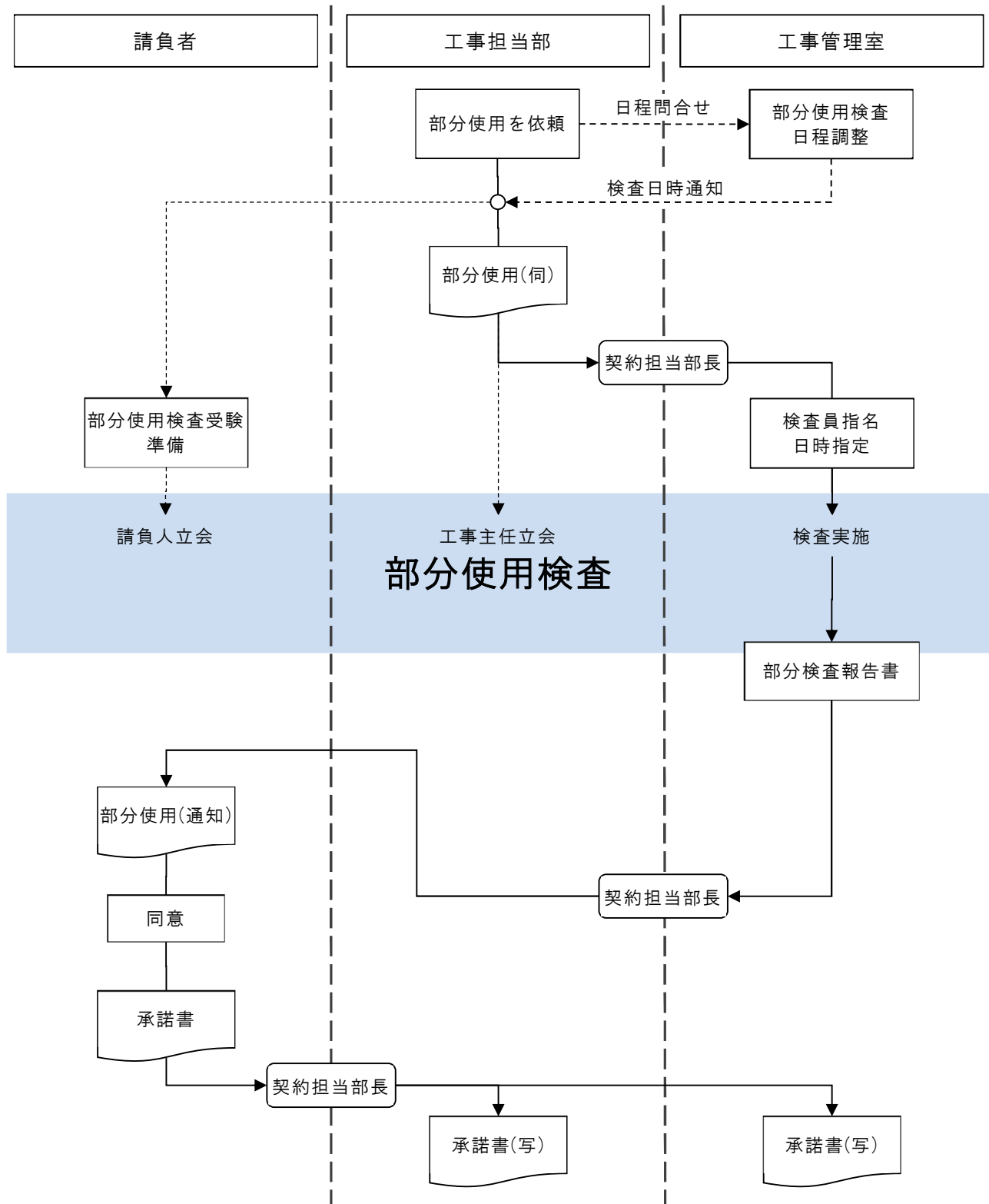


コリンズ・テクリスの取扱い

工事打切りの場合、発注機関の指示により請負者は、データの削除手続きを行う。その場合、登録料金は、請負者に返金される。残工事については、当該部分が 500 万円を超えた場合、再度登録が必要になる。

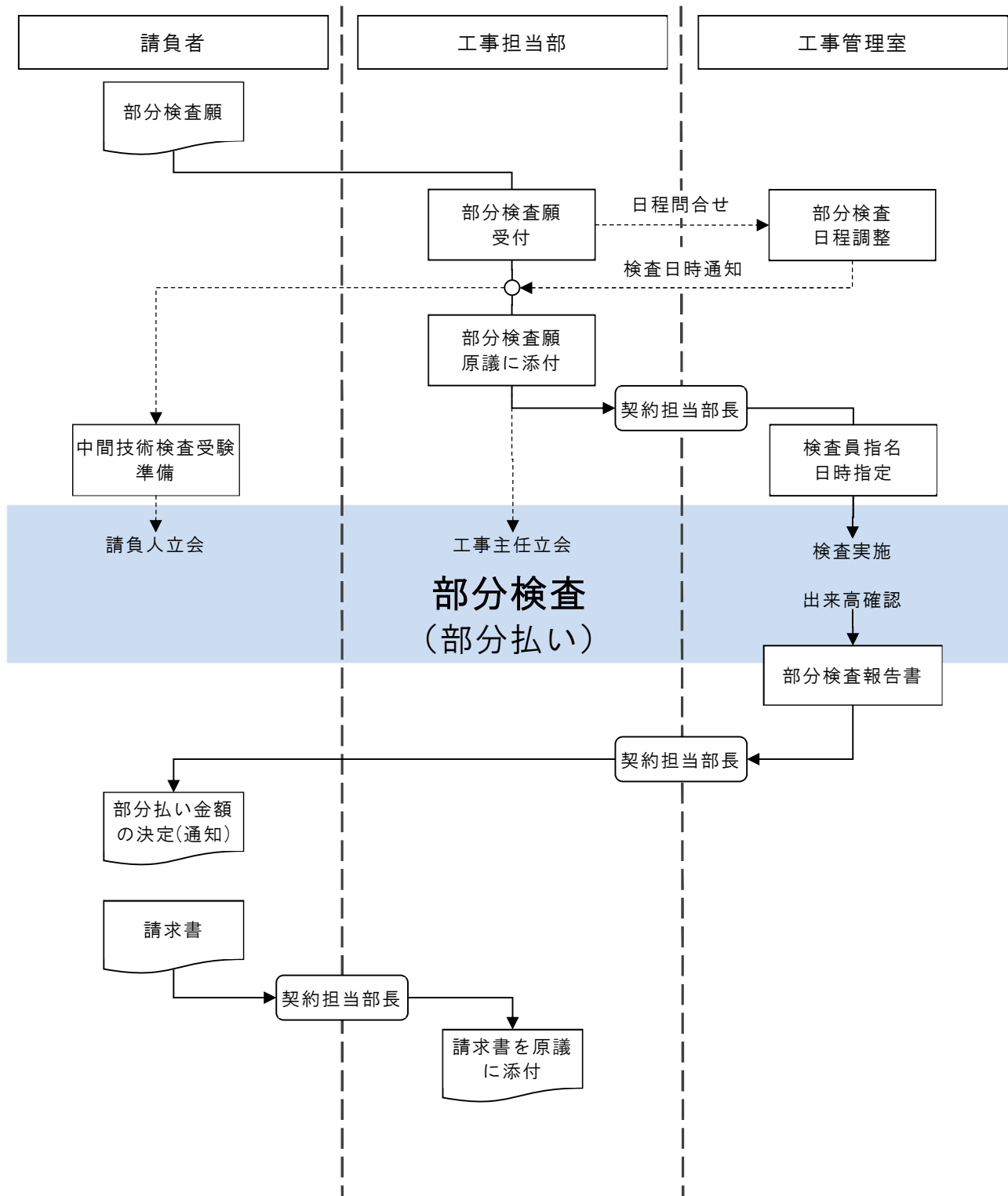
(5) 部分検査（部分使用）の実施

当該部分を受け渡しせずに、使用する場合に行う、使用可能であるかを確認する検査。



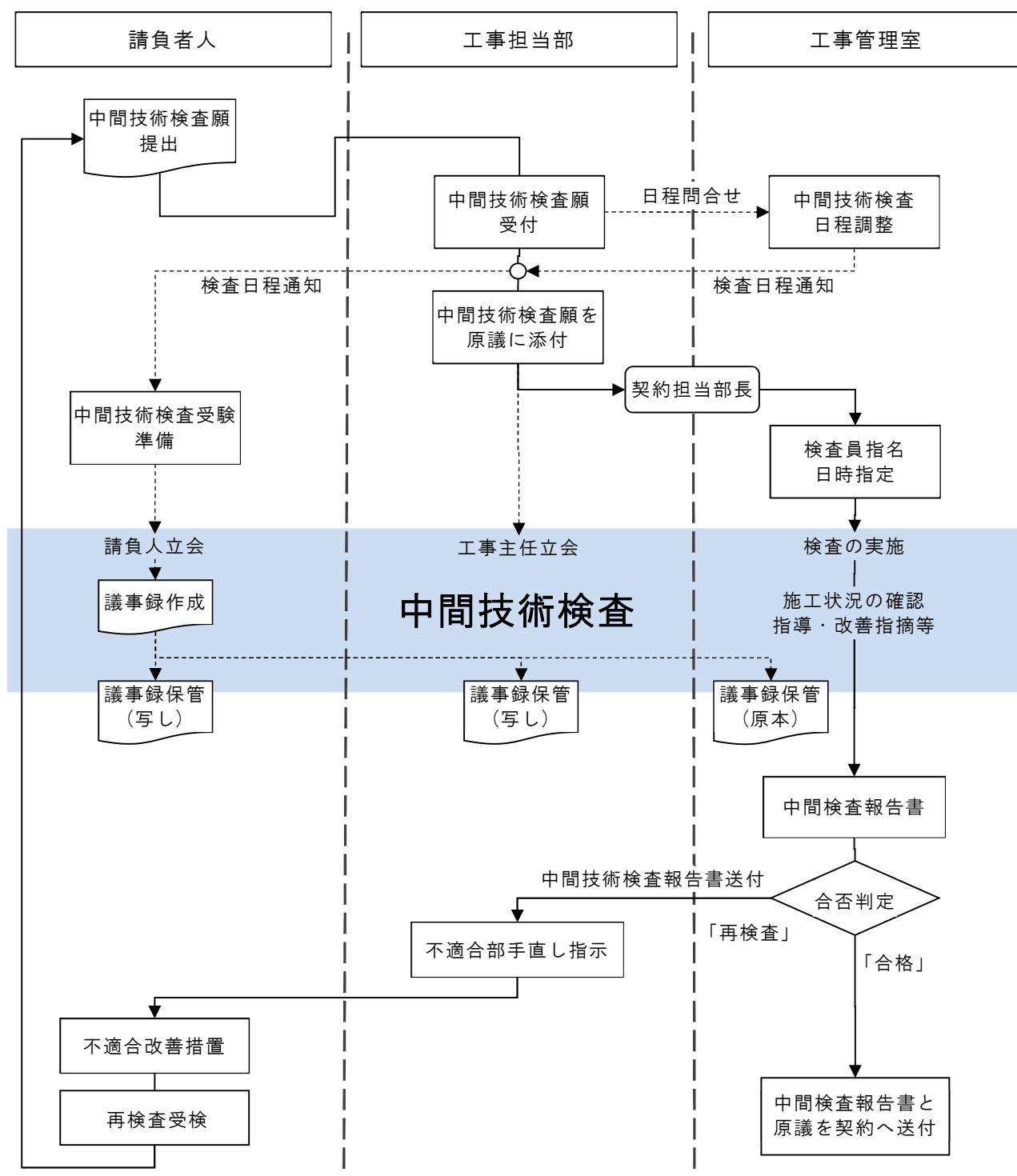
(6) 部分検査（部分払い）の実施

請負業者の請求に基づき、既成部分の工事相当額(部分払い額)を決定するための出来形確認検査。



(7) 中間技術検査の実施

特記仕様書に実施の記載が有る工事において、品質確保を目的に工事の中間時に実施する。

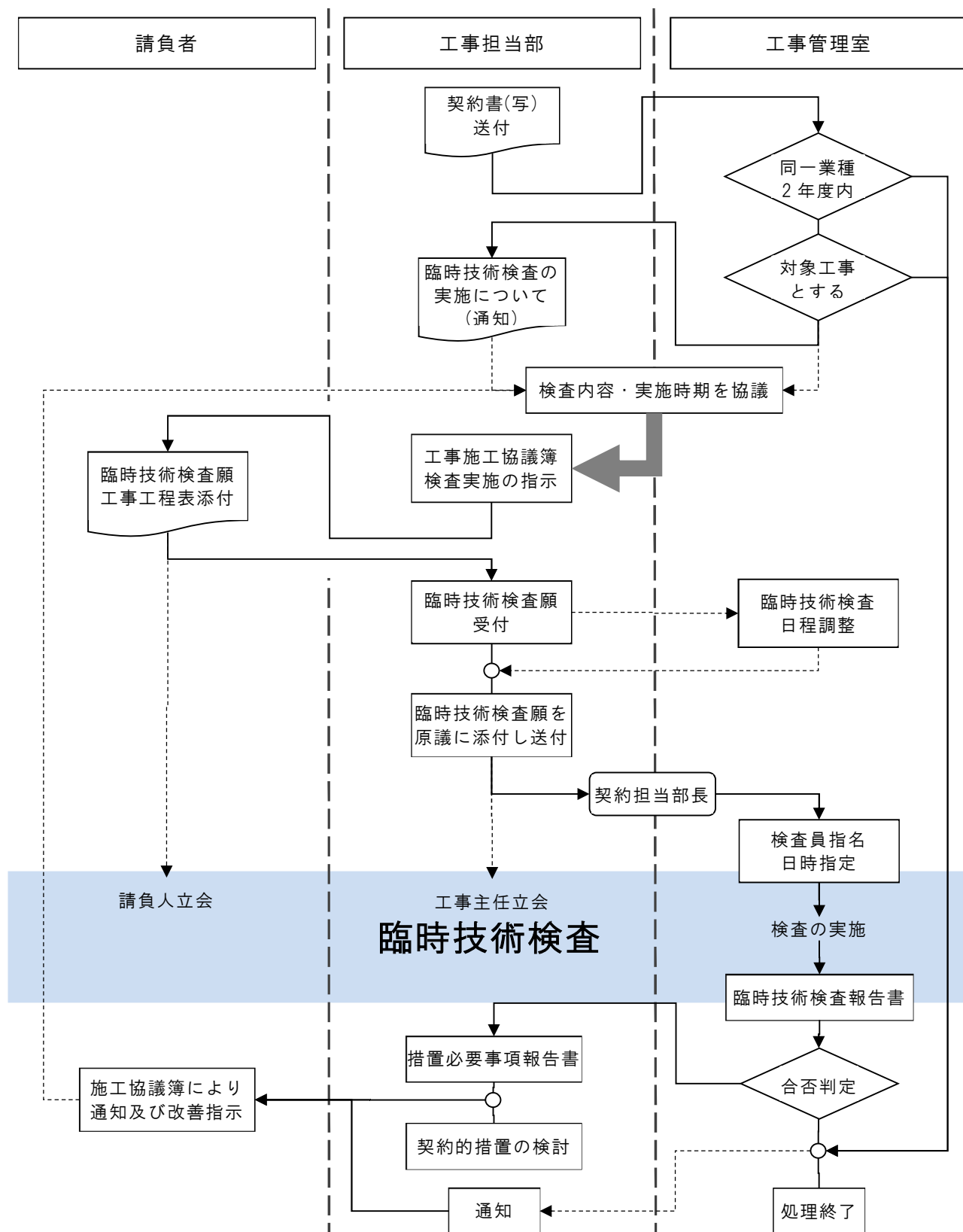


中間検査の合否

- (1) 工事目的物が設計図書に適合している場合、または、不備や改善指摘事項は有るが、しゅん功までに改善が図られ、しゅん功検査において確認できる場合は検査結果を「合格」とする。
- (2) 工事目的物が設計図書に不適合であり、その改善をしゅん功検査で確認できない場合、または、工事管理室長がしゅん功検査前に確認を必要と判断した場合は検査結果を「再検査」とする。

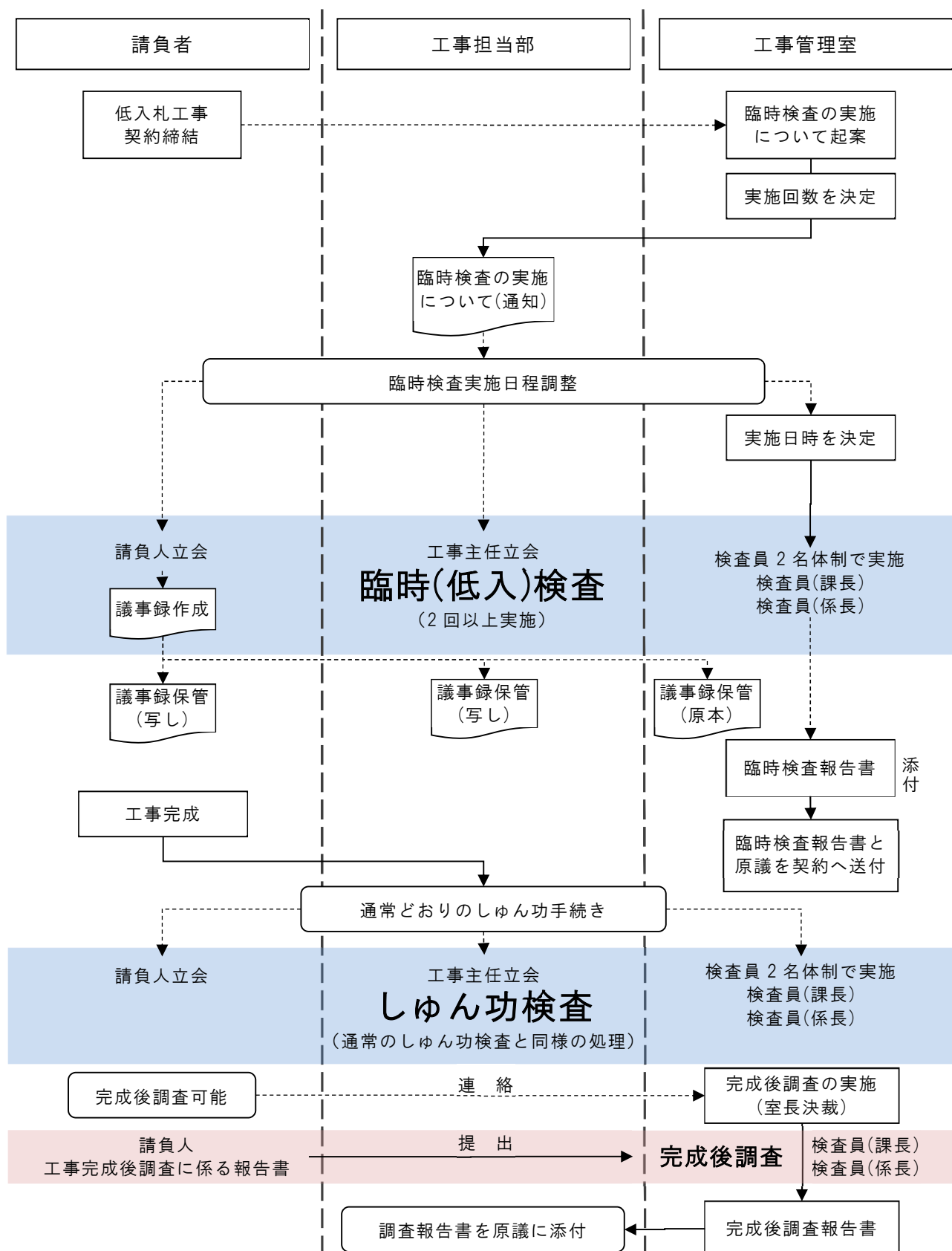
(8) 臨時技術検査

基準点 65 点を下回る評定点を受けた請負業者に対して、次回以降の受注に際して行う検査。品質及び安全の確保と技術指導を目的とする。



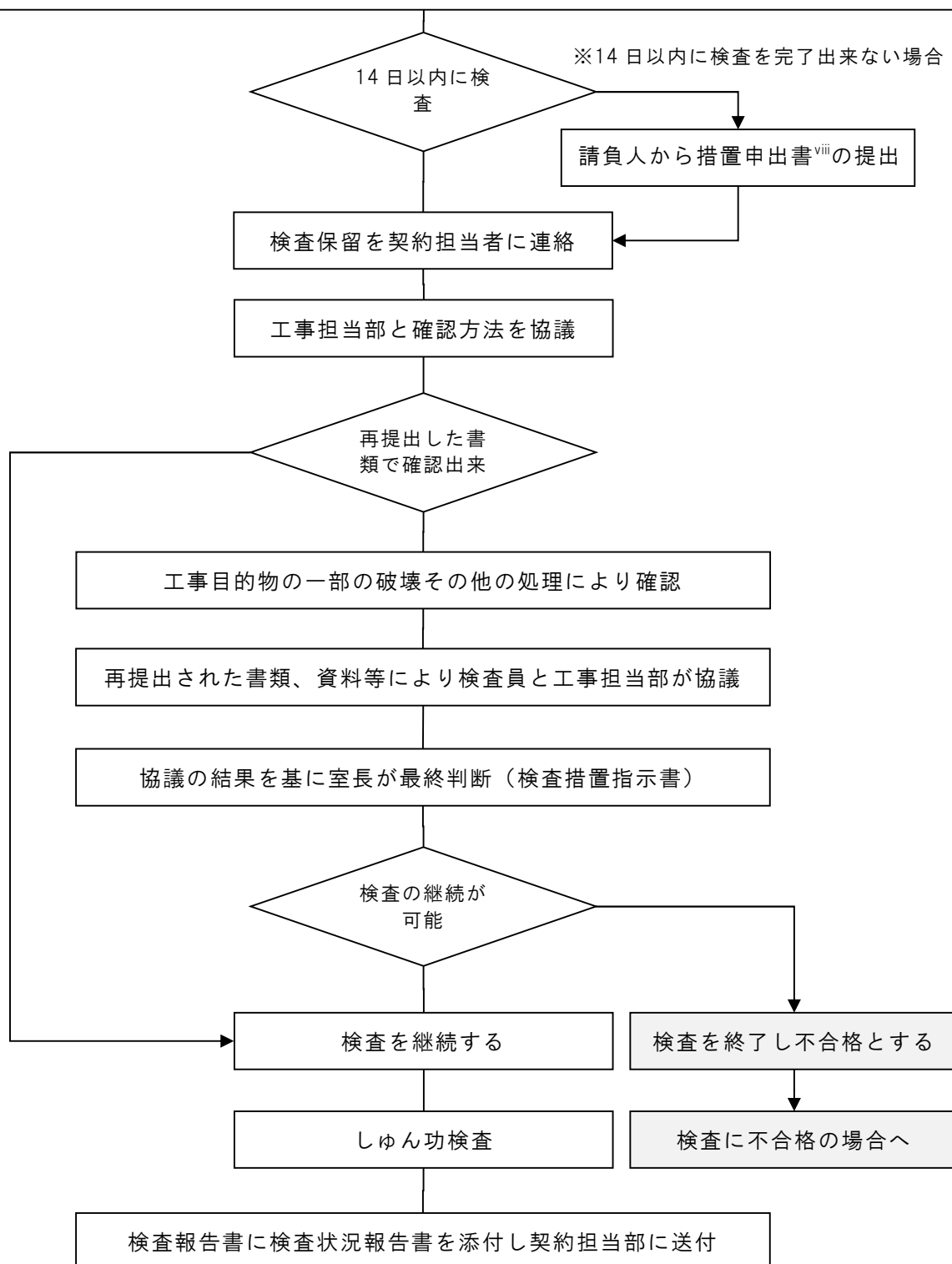
(9) 低入札価格調査要領に基づく検査

第 14 条(監督検査体制の強化等)別表 2 に規定する検査。技術的な検査のほか下請業者への支払い状況の確認を主たる目的とする検査。



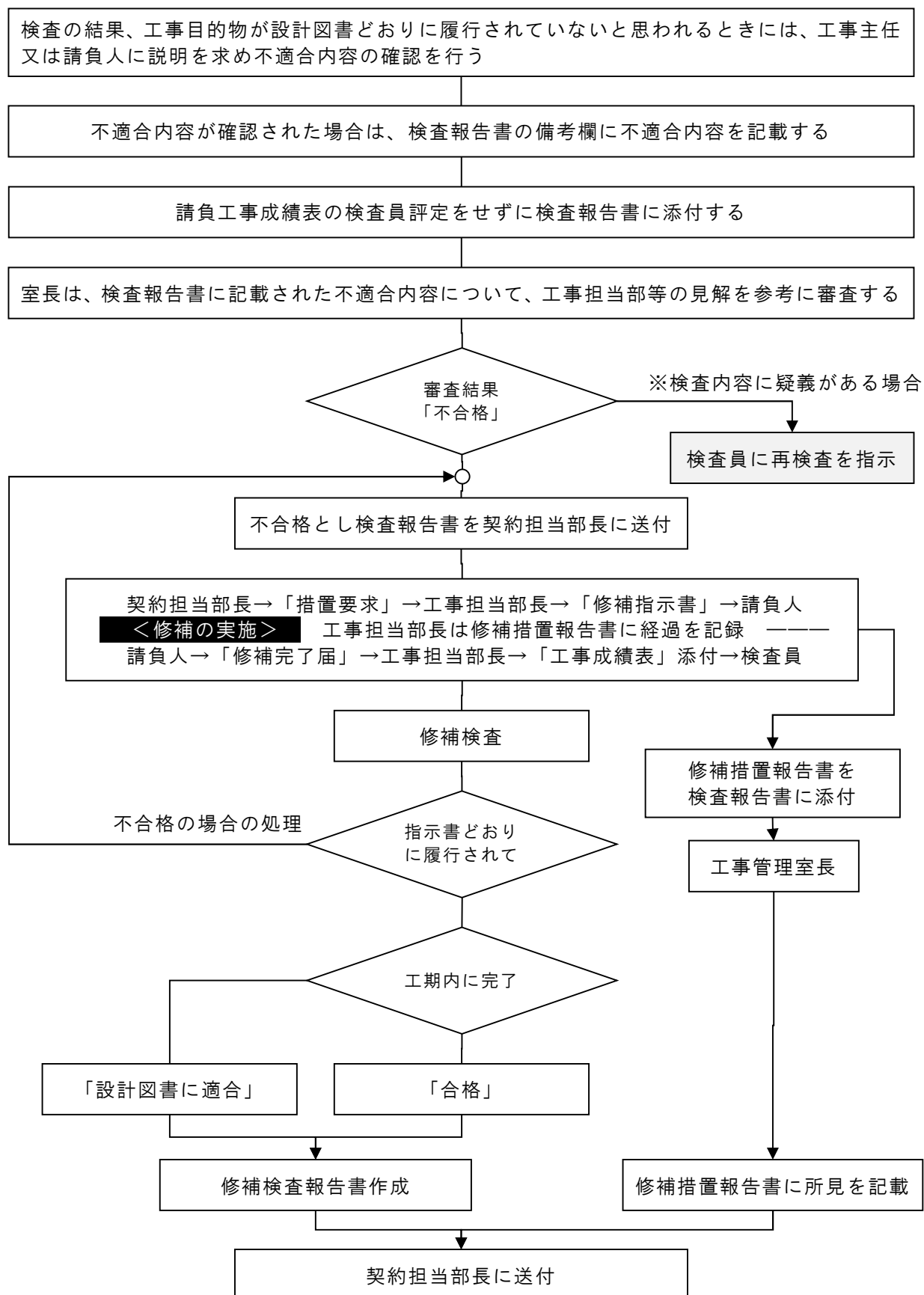
書類の不備により給付の確認が出来ない場合

書類の不備等の事由により工事目的物の出来形や品質の確認が困難な場合、合否判定を一時保留し検査状況報告書により工事管理室長に報告して指示を受ける



^{viii} 「14日以内に検査完了ができなくても異議を申し立てない」旨を記載した措置申出書の提出を求める。これに伴う措置完了届の提出は不要である。

検査に不合格の場合



5 検査と検査書類

(1) 検査で確認する項目

検査は、発注者が求める工事目的物が定められた出来形、品質を確保し、出来上がっているかどうかを実地に確認するものである。ただし、直接可視により出来形、品質を確認することが出来ない部分もあることから、特に品質の確認は、各試験データと施工状況がどうであったか、仕様書に定められた施工方法を守って適切に施行されたか、また、公共工事である以上施工中の安全、環境保全についても責任ある対応がなされているか、工事書類によって確認、検査を行うものである。

- ・ 工事実施状況の検査（契約書等の履行状況、工事施工状況、工程管理、安全管理）
- ・ 出来形の検査（位置、寸法）
- ・ 品質の検査（性能、規格値、バラツキ）
- ・ 出来ばえ検査（納まり、全体の調和、美観）

(2) 請負者が作成する書類

工事書類については、監督員・検査員及び請負業者の業務の合理化を図る観点から、簡素化をすすめ、提示する書類と提出が必要な書類を明確にすることとしている。

(a) 土木工事

工事書類簡素化(試行)要領（土木）により、全ての土木工事を対象に、

- ①提出書類の電子化（工事打合資料等を電子メール活用様式へ変更、追加するとともに、納品書類を紙と電子データで選択可能とし、二重納品防止の徹底を図る。）
- ②提出書類の明確化（工事契約、施工、検査などの段階で、提出等が必要な対象書類を明確化。）
- ③提示する書類の明確化（検査時において、提出は求めないが施工過程の確認をするため提示を求める書類の明確化。提示のみの書類は提出を求め無いよう現行ルールの徹底化。）を実施することとしている。

詳細は工事書類簡素化一覧表（工事書類簡素化一覧表及び書類様式）による。

(b) 営繕工事

工事書類簡素化要領（営繕系）により、設計金額が500万円以上～1,000万円以下の工事を対象に、工事書類に係る協議を行い協議簿に記録し、これに従って工事書類の簡素を行うこととしている。

工事書類には、仕様書等によって提出が義務付けられているものと、提示で良いも

の、業者の任意で提出されるもの等がある。この他にも、施工計画書で提出することになっている書類は、確認する必要がある。

詳細は簡素化書類一覧表（簡素化書類一覧表（営繕系））による。

● 職種共通事項

- ・ 施工計画書 ～軽微な場合の変更施工計画書は提出不要。
- ・ 産業廃棄物及びリサイクル関係書類 ～提出不要。必要に応じて提示。
- ・ 安全訓練等の実施状況資料 ～実施状況の提示。具体的実施内容は提出不要。
- ・ 災害防止協議会活動記録・店社パトロール・KY 記録・新規入場者教育記録
～提出不要。必要に応じて提示。

● 土木工事

- ・ 材料確認 ～指定材料のみ提出。（設計図書で指定した材料含む）
- ・ 段階確認書 ～工事監督員が臨場した場合の状況写真は不要。
- ・ 確認・立会書 ～契約図書で規定された場合のみ提出。
- ・ 品質・出来形管理表 ～測点数が 10 点未満の場合は提出不要。
- ・ 支給品届（設計図書に明記されており不要）

● 営繕工事

- ・ 施工要領書 ～標準施工に係る部分は提出不要。
- ・ 納入仕様書 ～JIS 等の標準品は提出不要。
- ・ 搬入計画書 ～JIS 等の標準品は提出不要。
- ・ 機材搬入検査報告書 ～JIS 等の標準品は提出不要。

工事写真 ～JIS 等の標準品の搬入写真及び同じ工程の重複部分は提出不要。

一般的に、提出又は提示される書類は次のようなものがある。

－（土木）－

- 施工計画書
- 施工体制台帳（施工体制台帳、施工体系図、下請契約書）
- 安全関係資（実施状況を記録した資料）
- 施工協議簿
- 工事月報
- 出来形管理図、出来形管理表
- 段階確認・立会資料
- 社内検査報告書
- 品質管理資料（使用材料品質証明、品質管理表、品質管理図）
- 工事写真
- 廃棄物処理（計画書・実施書、委託契約書、許可証）

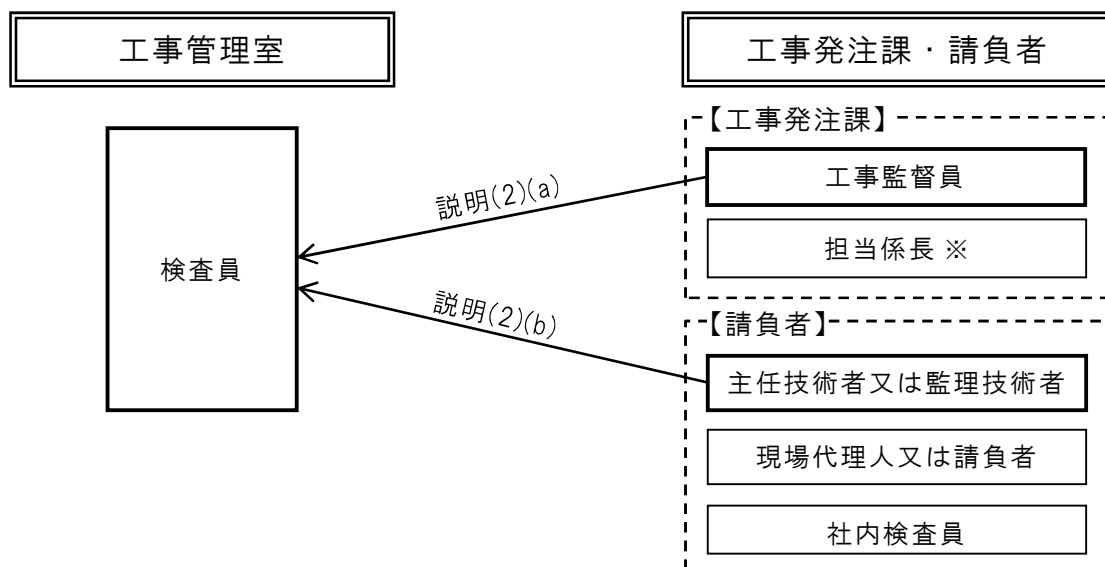
－（営繕）－

- 施工計画書
- 施工要領書（具体的施工方法、重量物搬出入、仮設計画等）
- 施工体制台帳（施工体制台帳、施工体系図、下請契約書）
- 安全関係資料（実施状況を記録した資料）
- 施工協議簿
- 工事旬報
- 機器承諾図
- 施工図
- 機材搬入検査簿
- 工程内（自主）検査報告書
- 出来形報告書（写真でも可）
- 社内検査報告書
- 工場試験成績書（品質証明書）
- 現地試験成績書
- 工事写真
- 廃棄物処理（実施書・計画書、委託契約書、許可証）
- 取扱説明書

6 検査の実施方法

検査の実施方法は、工事の種類、規模、検査に要する時間、検査時の気象状況等により、検査員が適宜判断し検査を実施する。

(1) 検査体制



- ・ 検査において施工計画、工程・品質・安全管理等の技術的な説明を行うのは、主任（監理）技術者であり、「実質的な関与」を十分行ったかどうかを確認するものがある。
- ・ 基本的には、主任（監理）技術者が一人で全て説明できることが必要である。（下請の主任技術者の立会い・説明は不要）なお、他の請負者が説明することを妨げるものではない。
- ・ 検査は主任（監理）技術者が、検査員にどのような施工管理を行ったかを説明するとともに、どのような工夫を行ったかをアピールする機会でもある。

※ 担当係長の立会は可能な範囲とする。

(2) 工事概要の把握

工事目的物の品質、性能、形状寸法及び施工にあたっての条件等、設計図書の内容、現地の状況、施工体制などについて把握したうえで検査を実施する。

(a) 監督員から説明を受ける工事概要

- ・ 請負契約関係
- ・ 工事概要（全体事業の概要及び当該工事の概要、設計書、仕様書の内容）
- ・ その他（地元等の渉外関係の対応状況など）

(b) 請負者から説明を受ける工事概要

- ・ 検査体制
- ・ 労働災害及び公衆災害等の有無
- ・ 工程を含む工事施工上での問題点とその対策
- ・ その他

(3) 工事実施状況の検査

「札幌市工事技術検査基準」及び「札幌市請負工事成績評定及び通知公表要領」に基づき実施するものとする。

(a) 契約書等の履行状況

契約書、工事仕様書（特記仕様書）に記載されている事項が適切に処理されているか、検査資料により確認する。検査留意事項は次表に示す。

検査項目	検 査 留 意 事 項	検査書類
設計図書の照査	・ 照査体制、照査内容、照査結果、照査資料	施工協議簿
施工計画書	・ 提出時期（工事着手前）、記載事項	施工計画書
工事カルテ作成	・ 登録申請時期、内容	工事カルテ
施工体制台帳	・ 現場に備え付けられているか（※詳細は(d)による。）	施工体制台帳
建設副産物	・ 産業廃棄物管理票マニフェスト整備状況 ・ 再生資源利用計画書/実施書の整備状況	施工計画書 完成図書等
監督員の検査立会	・ 立会い願の提出	段階確認書類等
出来形図及びしゅん功図	・ 出来形図／しゅん功図の提出状況	出来形図(土木) しゅん功図(営繕)
品質管理	・ 出来形管理、品質管理記録の提出状況	出来形管理表 品質管理資料
履行報告	・ 監督員への工事履行状況の報告	工事月報
工事中の安全確保	・ 安全教育、安全訓練等の具体的な実施計画の立案	施工計画書
後片付け	・ 現場の後片付け、清掃	工事写真
事故報告	・ 監督員への通報及び事故報告	事故報告書
環境対策	・ 排対機械の使用	工事写真
官公庁への手続等	・ 官公庁への届出にあたり監督員への事前報告 ・ 地元関係者との交渉内容確認、監督員への報告	施工協議簿
工事用地等の使用	・ 工事用地等の復旧	工事写真
工事測量	・ 測量結果の監督員への提出	測量資料
設計図書の変更	・ 事前協議の実施（変更設計図、変更数量の協議）	施工協議簿
工期変更	・ 事前協議の実施 ・ 工期変更協議（監督員からの通知、工程の協議）	施工協議簿
工事の一時中止	・ 工事一時中止の通知	通知書類

(b) 施工計画書記載事項の検査

施工計画書が適正に記述されているか、施工計画書により確認する。検査留意事項は次表に示す。

検査項目	検査留意事項	検査書類
工事概要	・ 工事概要の記載内容	
工程表（計画）	・ 施工工程順序	
現場組織表	・ 現場代理人、主任(監理)技術者の配置 ・ 各管理担当(工程、出来形、品質、安全巡視等)の配置	
指定機械	・ 設計図書に指定された建設機械に適合	
主要資材	・ 品名、規格等の確認方法	確認願 カタログ等
施工方法 （仮設計画を含む）	・ 特記仕様書に指定された工法、対策 ・ 特殊な現場の条件、関係機関及び第三者対応などの条件に適合した施工方法の選択	
施工管理計画	・ 出来形管理、品質管理及び写真管理の項目、基準、方法	
社内検査	・ 社内検査の項目及び内容	
緊急時の体制、対応	・ 緊急時の連絡体制、対応組織、機資材の確保体制	
安全管理	・ 安全訓練実施計画 ・ 各種法令、指針、参考事例が適切 ・ ライフライン事故防止対策が適切	
交通管理	・ 交通整理員の配置計画 ・ 安全施設の配置計画 ・ 過積載等による違法運行の防止指導体制と処置 ・ 資材及び機械の輸送計画	
環境対策	・ 騒音、振動、塵埃、水質汚濁対策 ・ 周辺住民への対応及び苦情処理計画	
現場作業環境の整備	・ 現場事務所及び現場周辺の美装化計画 ・ 地域周辺行事への積極的参加	
建設副産物処理計画	・ 建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用	再生資源利用計画書 (実施書)
その他	・ 創意工夫等の計画 ・ イメージアップ計画	

(c) 工事施工状況、工程管理、安全管理の検査

工事の施工において施工計画書に記載されている事項が適切に処理されているか、工程管理、安全管理等が適正に実施されているか、検査資料により確認する。検査留意事項は次表に示す。

検査項目	検査留意事項	検査書類
工程管理	・設計工程と実施工程との整合 ・変更指示、一時中止等による適切な工程見直し ・工程回復努力	実施工程表
安全管理	・安全協議会の活動状況 ・新規入場者教育状況 ・安全訓練の実施状況、社内安全巡視状況 ・交通整理員及び安全施設配置状況 ・過積載運行防止指導状況、過積載車両に対する処理結果 ・保安施設、仮施設、使用機械管理状況 ・ライフライン事故防止対策状況	施工協議簿 受入教育記録 点検記録 指導記録 工事写真
使用資材	・試験成績（試験方法、試験結果） ・製品カタログ、承諾図との整合	試験成績書 関係資料
施工状況	・施工計画書どおりの施工方法	工事写真
施工管理	・適正な試験立会い頻度 ・社内検査実施状況（実施結果、改善処置結果） ・下請の検査、検収実施状況 ・設計図書の照査結果を適切に処理している。 ・施工計画書の記載内容と現場施工が一致している。 ・工事の関係書類及び資料の整理が良い。	段階確認 社内検査報告書 工事写真
緊急時の対応	・緊急時の対応努力	関係資料
環境対策	・騒音、振動、塵埃、水質汚濁等の適切な処理 ・建設廃棄物の適切な処置 ・再生資源の適切な処置	関係資料 マニフェスト 工事写真
現場作業環境	・現場事務所等の美装化の積極的な取組	工事写真
書類管理	・指示、承諾、協議等の適切な処置（区分、時期、内容） ・管理手法、整理手法の的確さ、創意工夫	完成図書 関係資料

(d) 施工体制の検査

工事の施工において適正な施工体制が確保出来ているかどうか、施工体制台帳等により確認する。検査の留意事項は、次表に示す。

検査項目	検査留意事項	検査書類
現場代理人 主任(監理)技術者	・専任し配置している。 ・現場に常駐している。 ・直接的かつ恒常的な雇用関係の確認 ・取得している資格の確認 ・監督員との連絡調整を画面で行っている。	
施工体制台帳 (記載内容)	・必要事項（建設業法施行規則第14条の2^{ix}）の記載 ・許可を受けた建設業の種類 ・工事の名称、内容及び工期 ・監理技術者の氏名、有する資格、専任で有るか否か ・主任技術者の氏名、有する資格、管理する工事内容 ・下請負人の名称、住所、許可を受けた建設業の種類 ・全ての下請負人の請け負った工事名称、内容及び工期 ・全ての下請負人の注文者と下請契約を締結した年月日 ・下請負人が置く主任技術者の氏名、資格、専任か否か	
施工体制台帳 (添付書類)	・添付書類（建設業法施行規則第14条の2^x）の状況 ・2次以下を含め全ての請負契約書の写し ・全ての再下請通知書 ・監理技術者が監理技術者資格を有する事の証明書の写し ・監理技術者が直接的かつ恒常的な雇用関係であることの証明書の写し ・監理技術者以外に主任技術者を配置する場合、その者が主任技術者の資格を有する事を証する画面 ・主任技術者が直接的かつ恒常的な雇用関係であることの証明書の写し	建設業許可(通知) 契約書・注文書・請書 監理技術者資格者証 健康保険被保険者証
建設業許可標識	・施工体系図を作成し、公衆の見易い場所に掲示している ・再下請通知を元請負人に提出すべき旨の提示をしている ・建設業許可に関する掲示をしている ・建退共制度導入事業者であること及び証紙の配布状況 ・労災保険に関する掲示の確認	掲示状況 下請加入状況資料 労災保険関係資料
その他現場状況	・施工体制台帳が現場に備え付けられているか ・施工体制台帳の追加、変更等に不備が無い ・監理技術者の現場専任制の確認 ・監理技術者が施工体制台帳に記載の者と同一である ・監理技術者が実質的な関与の状況を確認 ・元請負人の直営部分の施工状況を確認 ・再下請がある場合下請負人の直営部分の施工状況を確認 ・施工体制台帳に無い下請業者が作業していないか	

^{ix} 施工体制台帳の記載事項等 ①許可を受けて営む建設業の種類、②請負った建設工事に関する事項、③下請負人に関する事項、④下請負人が請負った建設工事に関する事項

^x 施工体制台帳の添付書類 ①下請契約に係る画面の写し、②監理技術者資格と雇用関係を証する画面又は写し

(4) 出来形検査

出来形の対象は、材料、機材及び施工の完了したもので、工事目的物の形状、寸法、位置、数量並びに管理記録と設計図書を対比して技術的な評価をする。

標準的な出来形検査項目
・ 出来形が設計図書等に定められた、形状、寸法、数量、位置に適合している。 ・ 施工計画書等で出来形管理基準を定め、計画に基づく管理を実施している。 ・ 出来形の管理記録が適切に整備されている。 ・ 現場における形状、寸法が許容範囲であり、バラツキが少なく施工の精度が高い。 ・ 不可視となる出来形が、工事写真、施工記録で的確に確認できる。
検査書類
・ 施工計画書（総合施工計画書、工種別施工計画書） ・ 出来形管理資料（出来形管理図、出来形管理表、承認図、施工図） ・ 試験成績書、段階確認資料及び社内検査報告書 ・ 工事写真 このほか実地による目視・観察・実測による

土木工事については、本項で定めるほか、別表「工種別出来形検査基準」に留意して検査を行う。

(5) 品質検査

品質の対象は、材料、機材及び施工の完了した工事目的物の品質及び品質管理に関する各種記録と設計図書を対比し、技術的な評価をする。

標準的な品質検査項目
・ 材料、製品、機材の品質が承諾図等により設計図書を満足している事が確認できる。 ・ 施工の各段階における品質試験及びその記録の方法が適切である。 ・ 材料、機材の品質確認記録の内容が適切である。 ・ 施工方法、施工手順が適切であり、完成に至るまでの品質の確保が確認できる。 ・ 施工の品質が適切であり、設計図書を満足している。 ・ システムの性能及び機能の試験運転方法が適切で、記録の内容が設計図書を満足している。 ・ 不可視部分となる品質が、工事写真、施工記録により確認できる。
検査書類
・ 施工計画書（総合施工計画書、工種別施工計画書） ・ 品質管理資料（品質管理記録、各種証明書、品質管理図、品質管理表） ・ 試験成績書、段階確認資料及び社内検査報告書 ・ 工事写真 このほか実地による目視・観察・実測による

土木工事については、本項で定めるほか、別表「工種別品質検査基準」に留意して検査を行う。

(6) 出来ばえ検査

出来ばえの評価は、全体的な仕上り状態、形状、配置及び関連工事との調和、目的物としての機能などについて、観察、計測等により技術的な評価をする。

標準的な出来ばえ検査項目
・ きめ細やかな施工がなされている。 ・ 関連工事（工種）または既存部分との調整がなされ、調和がとれている。 ・ 機器又はシステムとして、運転状態が正常であり、設計図書で求める性能が発揮されている。 ・ 環境負荷低減への対策を行っている。 ・ 使い勝手や使用者の安全に対する配慮が適切であるか ・ 保守管理への対応が優れ保全に配慮した施工がなされているか
検査書類
・ 工事写真 ・ 保全に関する資料（取扱説明書等） このほか実地による目視・観察による

(7) 破壊検査

工事施行規則第 30 条において、給付の確認ができない場合、「検査員は、必要があると認めるときは、工事の目的物の一部の破毀その他の処理を要求し、又は工事に関する説明を求めることができる。」と定められており、一部の破壊等により確認をすることとしている。

また、工事請負契約約款第 31 条 2 項において、「甲は、必要があると認められるときは、その理由を乙に通知して、工事目的物を最小限度破壊して検査することができる。」と定められている。

7 検査結果の処置

(1) 成績評定

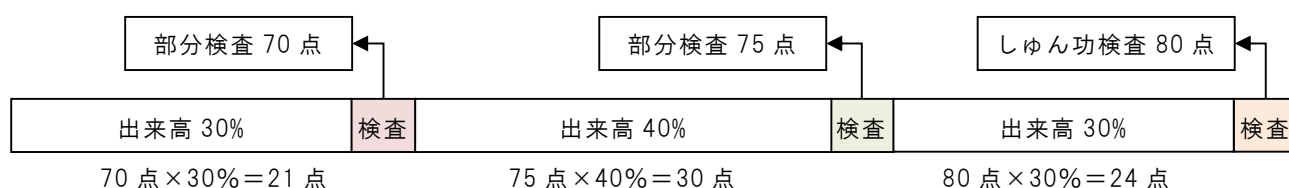
本市の工事成績評定は、国の工事成績評定要領に準じ札幌市請負工事成績評定及び通知公表要領により行っている。

- ・ 採点は、考査項目別運用表の評価対象項目で評価する。
- ・ 評価に値するかは、施工中全般を通して判断する。
- ・ 評定点は、65点を基準点として加点・減点方式で評価を行う。
- ・ 採点者は、工事主任、工事主任の上司、検査員で行う。
- ・ 評定配分は、工事主任 40%、工事主任の上司 20%、検査員 40%とする。

(2) 部分しゅん功の場合の評定

部分しゅん功を伴う工事は、部分検査の都度評定を行い、しゅん功（完了）検査の評定と金額による加重平均により評定点を決定する。

以下に、評定のモデルを示す。



※ 21 点 + 30 点 + 24 点 = 75 点 評定点は加重平均で 75 点となる。

(「請負工事成績評定結果の通知・公表について」 平成 14 年 9 月 助役決裁)

(3) 検査結果の通知及び公表

工事の完了を確認したときは、札幌市請負工事評定及び通知公表要領により、当該工事の請負者に対して、受渡書を取り交わす際に評定結果を通知する。実施方法は、請負者には、工事契約担当部長から送付するものとし、工事担当課には、工事課控えを工事管理室から送付する。また、本庁舎 2 階閲覧コーナーにおいても、工事成績評定結果を閲覧に供する。

(4) 修補指示

検査の結果「不合格」とした場合で、工事担当部長が修補の必要があると認めた場合は、修補指示書により請負者に対して修補の指示を行う。また、工事担当部長は、措置の経過等のかし修補措置報告書に記載し、検査報告書に添付し、工事管理室長を経由して契約担当部長に送付する。

(5) 軽微な手直しを要する場合

検査時における工事目的物の出来形及び品質については、契約の内容どおり履行されているが、出来ばえ等に関して手直しが有る場合、工事管理室長は軽微な手直指示書により工事担当部長に手直しを行わせる。しゅん功検査は合格とするが、検査員は検査報告書の備考欄に「軽微な手直し有り」と記載し、検査に合格した場合の手続きにより契約担当部に送付する。契約相手に手直しを行わせ、手直しが完了した場合、工事主任は軽微な手直指示書にその旨を記載して、工事担当部長に報告し、検査員に送付する。検査員は、報告内容を検査し、完了を確認して工事管理室長の決裁を受け契約担当部に送付する。

この場合、軽微な手直しに係る期間が、工事契約約款第 31 条第 2 項の期間（しゅん功届を受けた日から 14 日以内に検査を完了しなければならない。）及び札幌市工事施行規程第 33 条の期間（しゅん功検査の完了から 2 日以内に検査報告書を提出しなければならない。）を超過すると思われる場合、請負人に措置申出書の提出を受け、室長が申出内容を審査し、検査の継続を認める必要がある。なお、軽微な手直しが 14 日以内に終了し、検査日から 2 日以内に検査報告書の提出が出来る場合は、措置申出書の提出は不要である。

(6) 修補検査

請負者から修補指示書による修補を完了し、修補完了届の提出を受けた場合、工事主任は工事しゅん功届と同様の受理手続きを行い、請負工事成績表を再度作成し、工事管理室の検査を受ける。

(7) 修補完了

修補検査の結果、工事目的物を設計図書どおり履行し、且つ工期内に完了した場合は、「合格」となる。工期を過ぎた場合は、不合格となり、検査報告書の結果欄は「設計図書に適合している」となる。

この場合の工期内とは、工事完成の通知をした日から契約工期までの期間に、修補期間が納まれば工期内の完了とする。修補期間とは、修補の指示があった日から修補完了までの日数をいう。